

県営林立木売払代金納入方法

- 1 売払代金は、別に発行する納入通知書により契約締結日から 30 日以内に納入しなければならない。
- 2 売払代金 300 万円以上の場合は延納を認める。
延納の方法は次のとおりとする。
 - (1) 延納は、担保物件提供のうえ担保物件提供期限の日の翌日から 90 日以内に売払代金を別に発行する納入通知書により納入しなければならない。
その場合、売払代金に担保物件提供期限の日の翌日から納入のある日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額（以下「延納利息」という。）を、別に発行する納入通知書により納入しなければならない。
 - (2) 担保物件の提供期限は、落札日から 30 日以内とする。
- 3 代金延納の特約を結ぼうとする者は、当該売払の契約を結ぶ前にその旨書面をもって申し出でなければならない。
- 4 担保物件は、手形交換所加入銀行支払保証手形として売払代金と延納利息との合計額以上の額面を有していなければならない。
- 5 担保物件の提供期限を経過しても提供しないときは、その延納代金に提供期限満了の日の翌日から提供の日までの期間の日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額に相当する違約金を徴収する。
- 6 代金納入期限又は延納期限を経過しても代金を納入しないときは、その代金に期限満了の日の翌日から納入のある日までの期間の日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額に相当する違約金を徴収する。
- 7 延納期限内に代金を納入したとき、又は納入できない場合は、直ちに電話連絡しなければならない。
- 8 延納期限内に代金を完納したときは、担保物件は返還する。
- 9 延納期限内に代金を完納しないときは、県において担保物件を任意に処分のうえその代金を債務の決済に充当し、又は弁済として、その担保物件の所有権を取得しても買受人は異議を申し出ることはいない。
- 10 契約保証金は、代金完納の際代金の一部に充当する。ただし、延納の特約をしたときは担保物件提供後代金の一部に充当する。